

特定健康診査等に関する 記録の受領について

高齢者の医療の確保に関する法律および健康保険法においては、健康保険組合は事業所に対し、事業所が保存している加入者の健康診断に関する記録の写しの提供を求めることができ、事業所はこれを提供しなければならない、とされています。また、個人情報の保護に関する法律においては、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないが、法令に基づく場合は除くとされています。

名古屋鉄道健康保険組合では、特定健康診査等のデータ集約のため、組合加入事業所に対し、健診データの提供を求め、これを受領することといたします。

1. 組合加入事業所からの健診データ受領について

高齢者の医療の確保に関する法律においては、労働安全衛生法に基づき事業所が実施する健康診断を受診した者については、その結果を健康保険組合が受領することにより、特定健康診査の全部または一部を行ったものとする、とされています。

名古屋鉄道健康保険組合では、特定健康診査を実施する上で効率的、効果的であるため、組合加入事業所から、健康診断の健診データを受領することとしました。

2. 受領する健診データ項目について

既往歴（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）
自覚症状及び他覚症状の有無
身長、体重、BMI及び腹囲、メタボリックシンドローム判定
血圧（収縮期血圧、拡張期血圧）
肝機能（GOT、GPT、 γ -GTP）
血中脂質（中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、non-HDL コレステロール）
血糖（血糖値またはHbA1c）
尿検査（尿糖、尿蛋白）
その他、各項目値の判定結果、総合判定及び指導事項、医師名
詳細な健診の項目（心電図、眼底、貧血、クレアチニン、eGFR ※医師の判断により実施）

3. 受領した健診データを利用する者の範囲について

名古屋鉄道健康保険組合 保健事業担当

4. 受領した健診データの利用目的について

健康保険法第 150 条の趣旨に則り、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的な利用方法は、健診データをコンピュータに保存し、生活習慣病対象者及びその予備群を、健診データを基に抽出し、特定保健指導を行います。また、保健師等による健康相談、健康指導を実施します。

5. 受領した健診データの管理責任者について

名古屋鉄道健康保険組合 常務理事